

(別添)

15消安第6522号  
環水土発第040301001号  
平成16年3月1日

/都道府県知事\  
各 殿  
\関係団体 /

農林水産省消費・安全局長

環境省環境管理局水環境部長

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬については、これまで食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を指定しているところであるが、この度、別紙のとおり、特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針を定めたので、御了知の上、（関係者への）<sup>（注）</sup>周知方よろしく願います。

（注）：関係団体あてについては、（ ）内は「貴傘下団体等あて」